

常設展示 解説シート

はじめての みなさんへ

ようこそ、
国立ハンセン病資料館へ！

当館では、ハンセン病対策の歴史や療養所での暮らし、患者、回復者とその家族が生き抜いてきた姿についてご覧いただけます。差別や偏見をなくすためにどのようにとりくんでいけばよいか、と一緒に考えてみましょう。

えどじだい 江戸時代まで

👉 ハンセン病は、およそ1400年も前から日本にあった病気です。

👉 むかしの人たちはハンセン病になる原因を、神様を信じなかつたせいでとか、人の不幸を引き受ける役目だからとか、親から子へと受け継がれる病気だから、などと考えていました。

👉 今は、こうした考えは間違いだとわかっています。でもむかしの人たちはみんなそのように信じていたので、患者さんを嫌って近寄らないようにしていました。

👉 だから、患者さんだけを集める場所（療養所）をつくって無理やり住まわせること（強制隔離）になつても、みんな「それが当たり前」と思いこんで、「それはひどい」とは考えませんでした。

👉 長い間続いてきたハンセン病を嫌う気持ちは、近代以後も人びとの心に残つてしましました。

りょうようじょ 療養所のはじまり【1】

きょう ぶつきょう りょうようじょ —キリスト教や仏教の療養所—

日本では、最初にキリスト教や仏教をひろめる人たちが療養所をつくりました。その後、国と県がつくった療養所ができました。

今からおよそ150年前、外国から日本にキリスト教をひろめようとして来た人たちや、日本のお坊さんは、自分でお金を出してハンセン病の療養所をつくりました。

そこでは、みんなに嫌われて、家もなく、食事もじゅうぶんにできない患者さんを看病しました。そして、住むところや食べ物をあげました。

このように、日本で最初にできたキリスト教や仏教の療養所は、患者さんたちをむりやり集めて閉じ込めてしまうための場所ではありませんでした。患者さんたちを助けたい、という気持ちがあったのです。



待労院（熊本県につくられたカトリックの療養所 1901年）

りょうようじょ 療養所のはじまり【2】

くに けん りょうようじょ — 国と県の療養所 —

👉 今からおよそ115年前（1907年ころ）、国と県が療養所をつくつて、ハンセン病の患者さんをそこに閉じ込めてしまおうという政策（政府のやり方）を始めました。

👉 最初のころは、住むところがなく、道ばたなどで暮らしていた患者さんだけを療養所に集めようとしました。

👉 患者さんを療養所に閉じ込めるのは、ハンセン病が人から人へうつる病気だとわかったため、他の人にうつさないようにすることが目的でした。でも本当は、そんなにうつりやすい病気ではありませんでした。

👉 また日本の政府は、外国から来た人たちに患者さんがいることを見られるのは恥ずかしい、とも考えました。療養所に患者さんを閉じ込めたのは、患者さんたちを隠してしまおうという目的もあったのです。

👉 閉じ込められたりしたら、患者さんがつらい気持ちになることくらい、わかっていたはずでした。

りょうようじょ 療養所のしくみ

国と県の療養所では、できるだけ少ないお金で、たくさんの患者さんを入れられるようにするしくみがつくられていきました。

逃げようとしたり、職員の言うことをきかなかったりした患者さんを牢屋（監禁室）に入れてしまうためのきまり（懲戒検束規定）がつくられました。

療養所は、患者さんどうしの結婚を許せば、おとなしく療養所に居続けるだろう、と考えました。その一方で、患者さんたちに、子どもを産めないようにする手術（断種手術や中絶手術）を受けさせました。



洗濯作業をする失明した患者たち
(多磨全生園 大正期から昭和初期)

料理や洗濯、大工や道路工事、畠仕事など、療養所での仕事も、患者さんたちにさせました。そのお給料はひどく安いものでした。患者さんたちは仕事のせいだけがをしたり、病気をもっと悪くしたりしていきました。

きょうせいいてき かくり 強制的な隔離

今からおよそ90年前（1930年ころ）、日本はすべての患者さんを療養所へ閉じ込めてしまうことにしました（絶対隔離）。いったん療養所に入れられた患者さんは、死ぬまで外に出られず、家にも帰れないようにしたのです（終生隔離）。

それまでよりもたくさんの方の患者さんを閉じ込めるために、療養所を広げたり、新しくつくったりしました。

国や県は、「ハンセン病は治らないし、恐い病気だ」「療養所はとても良い場所だ」と宣伝しました。そして人びとに、近くでハンセン病の患者さんや患者さんの家を見つけたら、警察や役所の人に知らせるようにさせました。



印がつけられた患者の家
(熊本県本妙寺付近 1941年)

それぞれの県で、どこが早く全部の患者さんを療養所に入れてしまえるか、競争までしました（無癩県運動）。

太平洋戦争が起きると、患者さんたちは病気で役に立たない人間だといわれて、よけいに冷たくされました。

なお くすり とうじょう 治る薬の登場と かんじや かつどう 患者さんたちの活動

◀ 太平洋戦争が終わった次の年の1946年、日本国憲法ができました。そこには、誰もが人間としての権利（基本的人権）を持っているとはっきり書かれています。

◀ 1947年には、ハンセン病を治すことのできる初めての薬（プロミン）が登場しました。

◀ 同じころ、患者さんの権利を奪ってきたさまざまな事件が明らかになりました。患者さんたちは怒って、政府や療養所の職員に改善をうつたえました。

◀ 患者さんたちは、みんなの意見をまとめる団体（自治会）や、その全国組織をつくり、強制隔離に反対しました。また、療養所の医療や生活をよくするために活動しました。

◀ 隔離政策は続いていましたが、病気が治って療養所を出たり、外に働きに行ったりする人もでてきました。でも、そういう時にはハンセン病だったことを隠さなければなりませんでした。



法律の改善を求める回復者たち
(国会議事堂付近 1953年)

よ ぼ う ほ う は い し さ い ば ん らい 予 防 法 の 廃 止 と 裁 判

1953年から1996年までの43年間、患者さんや、ハンセン病が治った人たち（回復者）は、療養所を暮らしやすくしようと努力してきました。

りょうようじょ す びょうき なお ひと
疗養所に住んでいても、病気は治っている人がほとんどでした。
かいふくしゃ りょうようじょ い つづ よぼうほうう
でも、回復者を療養所に入れ続けることをきめていた「らい予防法」
のこ ねん はいし
は残ってしまい、1996年にやっと廃止されたのです。

回復者たちは、自分たちを家族から無理やり引き離して療養所に入れてしまったことや、療養所の中でひどい生活をさせたことを政府や療養所に謝ってもらおうと、裁判を起こしました。

裁判は回復者たちが勝ち、政府は謝って、ハンセン病への偏見や差別をなくすために努力すると約束しました。



国の控訴断念を求める回復者と支援者 (全国ハンセン病療養所入所者協議会提供 2001年)

びょうき なお 病気が治ったのに りょうようじよ す どうして療養所に住んでいるの？

👉 長いあいだ療養所に入れたままにされたので、入所者たちはふるさとの家族や親戚と会えないままになってしまいました。仲のいい人も歳をとって、少なくなってしまいました。

👉 むかし療養所では子どもを産めなかつたせいで、歳をとっているのに子どもや孫のいない人がたくさんいます。家で一緒に暮らそう、といってくれる人がいないのです。

👉 また、むかし病気のせいでひどいことをされたために、「療養所から出て家に帰つたら、今でも自分や家族が、まわりの人たちからいやなことをされて、悲しい思いをするかもしれない」と心配しています。

👉 入所者のみなさんには、いられる場所が療養所しかありません。だから今では、療養所は入所者にとって大切な場所になっています。

りょうようじょ はい 療養所に入るまで

👉 ハンセン病は、1947年に「プロミン」という薬が使えるようになるまで、治らない病気だと思われていました。ハンセン病と診断された患者さんやその家族は、大きなショックを受けました。

👉 この病気になると患者さんも、その家族も、はげしい差別を受けたので、家族の人たちは、近所の人に知られないように、患者さんを家から追い出したり、見つからないよう隠したりしました。

👉 それでも、お医者さんや役場の人が「怖い伝染病だから早く療養所に行け」と何度も言ってくるので、近所の人に気づかれて、患者さんは家にいられなくなりました。

👉 患者さんは、療養所には行きたくないけれど、家族に悲しい思いをさせられないし、迷惑をかけたくないし、仕方なく入所しました。

👉 家で療養できるのに、むりやり療養所へ連れて行かれた人もいました。



療養所へ収容される患者たち
(星塚敬愛園 1935年撮影)

い しょくじゅう
衣食住

— 着る、食べる、住む —

👉 療養所での生活は自由のない、きびしいものでした。

👉 入所すると、まず服や持ち物を取り上げられて、自分は消毒液を混ぜたお風呂に入らなければなりませんでした。

👉 そのあいだに、持ち物は全部調べられて、消毒されました。

👉 お風呂から出ると、決められた色・もようの着物や、誰かが使っていた食器などをわたされました。家族が差別にさらされないように、名前を変えさせられることもありました。

👉 療養所から逃げ出さないように、持ってきたお金はとりあげられ、「園内通用券」と呼ばれる、療養所の中ではしか使えないお金に換えさせられました。



園内通用券 逃走を防ぐためとして現金は取り上げられました
(多磨全生園 1952年まで使用)

👉 部屋は、何人かが一緒に住む雑居で、性別や年齢、病気の進みぐあいなどによって分けられていました。

治療

治療薬「プロミン」の注射が始まるまで、ハンセン病の治療は、大風子油（大風子という木の種からとった油）の注射しかありませんでした。筋肉に注射するのでとても痛いうえに、効くかどうかわからませんでした。

患者さんは痛い、熱い、冷たい、という感覚がにぶくなるので（知覚麻痺）、けがをしても痛みを感じにくくなってしまいます。のために、けがに気がつくのが遅れ、傷を悪くすることもありました。

やけどや切り傷などの手当てをする外科場には、治療のためにたくさんの患者さんが通いました。でもお医者さんや看護師さんの数が少なかったので、患者さんが包帯やガーゼ交換などの治療の手伝いをしました。

包帯やガーゼは洗つくりかえし使いましたが、その洗濯や、たたむ作業をするのも患者さんでした。



包帯の巻きなおし作業（多磨全生園 大正期～昭和初期）

かんじや ろうどう 患者さんの労働

療養所で必要な仕事はたくさんありました。でも、お医者さんや看護師さん、患者さんのお世話をする職員は、少ししかいませんでした。

患者さんたちは、病気を治すどころか、食事のしたくや着物の洗濯、大工さん、病気の重い患者さんのお世話など、職員がするはずの仕事をさせられました。こうした労働は、「患者作業」と呼ばれました。

労働のお給料はほんの少しで、このお金は患者さんたちの食べ物や包帯などを買うためのお金から支払われていました。お給料をもらう人が増えたり金額が増えたりすると、食べ物を買うお金などが減るしくみだったのです。

患者さんたちは、知覚麻痺や運動麻痺などの症状がありました。それでも仕事をさせられたために、ますます病気を重くし、手足を悪くして切断したり、失明してしまったりもしました。

ハンセン病を治せる薬がなかった時代でも、無理な労働がなければ、後遺症は軽くてすんだはずでした。

こうして患者さんたちは、病気を治すために入ったはずの療養所で、病気や障害を重くしていったのです。

行事やスポーツ

入所したら療養所の中で一生を終えなければならなかった患者さんたちは、「ここを第二のふるさとにしよう」と、いろいろなお祭りや行事を行いました。

療養所では、お正月やひな祭り・端午の節句、盆踊り、運動会、クリスマスなどの行事が行われていました。なかでも患者歌舞伎は、療養所の外からも大勢のお客さんをを迎え、にぎやかに行われました。

若くて病気の軽い患者さんは、野球やテニス、卓球やバレーボールなどのスポーツもしました。

行事やスポーツは、変化が少なく、治るという希望を持つこともむずかしい生活の中で、ストレスや不満を吐き出す機会でした。

しかし、どの行事も、療養所の許可がなければできませんでした。

療養所では、これらの行事を許可することで、患者さんたちが反抗的になるのを防ごうとしていたのです。



患者さんによる歌舞伎の公演
(菊池恵楓園 大正期～昭和初期)

かんじやせんよう かんごく 患者専用の監獄

家へ帰りたくて療養所から逃げ出そうとしたり、職員の言うことをきかずに反抗したりした患者さんを閉じ込めるため、すべての療養所に、監禁室（監房）がつくられました。



監禁室（長島愛生園 1931年設置）

療養所の中では、患者さんが裁判を受けることはできなかったので、自分が無罪だと言うこともできませんでした。

療養所の監禁室は、患者さんたちに職員の言うことをきかせるための道具として使われていたのです。

群馬県にある療養所には、特に厳しい「重監房」（特別病室）がつくれられました。冬には雪が積もり、マイナス10℃よりも寒くなる山の中に建てられた牢屋です。暖房も、暖かいふとんもない状態で何十日も閉じ込められ、23人が亡くなったといわれています。

戦争が終わって日本国憲法ができ、基本的人権が保障されてからも、相変わらず監禁室があった療養所もあります。また、療養所の外にも患者さんだけを閉じ込める牢屋がつくられました。

結婚・断種・中絶

療養所では、患者さんどうしの結婚が認められました。結婚すれば、療養所で一生を生きようと決め、故郷へ帰りたいと思う気持ちをなくさせて、患者さんたちの逃走をふせげると考えたのです。

夫婦用の住まいがなかったので、結婚しても一緒に暮らすことができませんでした。昼間は別々の部屋で過ごし、夜だけ夫が妻の暮らす部屋に通う、という結婚生活でした。

結婚しても、子どもを産むことは許されませんでした。子どもに病気がうつるかもしれない、療養所の中では子どもを育てさせない、育てる施設がない、などの理由で、子どもを産むことを禁じられたのです。

結婚が決まると、男性には子どもができないようにする手術が行われました。妊娠した女性には、産まれる前の赤ちゃんをおなかの外に出してしまう手術が行われました。これらの手術を断種手術といい、生まれてくるはずの命の尊厳を奪うものでした。

入所者のなかには子どもや孫のいない人がたくさんいます。断種手術のために、患者さんは、子どもの成長を見守ることも、年をとつてから孫の成長を楽しみに過ごすこともできなくなってしまったのです。

こ がつこう 子どもたちと学校

小さな子どもでも、ハンセン病と診断されれば療養所に入らなければなりませんでした。

むかしの療養所には子どもの患者さんがたくさんいましたが、太平洋戦争が終わってからしばらくは、療養所に正式な学校はなく、おとの患者さんが、子どもたちに勉強を教えていました。

遠い故郷にいる家族に手紙を書きたい、家族から来た手紙を読みたい、という思いで、いっしょに学んだ字を学びました。

治せる薬ができてからも、療養所の外にある学校へは通わせてもらえませんでした。療養所の中の学校が公立学校（義務教育）の分教室※として認められ、本校からやってくる先生と、おとの入所者が勉強を教えました。

1955年、岡山県の長島愛生園に開校した「邑久高等学校新良田教室」には、全国から若い入所者が集まりました。卒業したあと、社会復帰した人もたくさんいます。ただ、社会に出た後も、差別をおそれて療養所にいたことを隠さなければなりませんでした。

※分教室…家から学校までが遠くて通学できない、事情があって家の近くの学校に通えない、などの事情で学校に通うことの難しい子どものために、地域の学校の「分校」としてつくられた小規模の学校。

しゃかい へんけん 社会の偏見※

※偏見とは…勝手な思い込み。決めつけ。偏った見方。

国は、病気の正しい知識をきちんと伝えなかつたため、国民は患者さんとその家族を、むやみに怖がり、嫌いました。それによってさまざまな事件が起こっています。

大阪では、地域の住民たちが家の近くに療養所ができることに反対したため、川がはんらんするような危険な場所にしか療養所をつくることができませんでした。1934年、実際に大きな台風が療養所をおそい、多くの患者さんや職員が亡くなりました。

熊本県の小学校では、患者さんを親に持つ子どもたちを地域の学校に通わせない運動が起り、大きな問題になりました。

熊本県では、ハンセン病の患者さんが殺人の疑いで逮捕されました。警察や検察や裁判所の人たちは病気を怖がり、きちんとした取り調べをしない今まで、患者さんの、自分は無実だという主張は聞き入れられず、死刑になってしまいました。

患者さんだけでなく、その家族も、身内に患者さんがいるという理由で、結婚や就職ができなくなる差別を受けています。

りょうようじょ なか し 療養所の中の死

患者さんのほとんどは、家に帰れないまま亡くなりました。

ご遺体を療養所の外に運び出すことは許されなかつたため、長いあいだ、療養所の中で火葬されていました。

息をひきとる時は、療養生活を共に過ごした友達が見守りました。お葬式も、療養所の友達が出てくれました。

でも、火葬されて骨になつても、家のお墓には入れませんでした。亡くなつた患者の遺族は、近所に住む人たちから「ハンセン病患者がいた家だ」と差別されることを恐れたのです。

どの療養所にも、納骨堂（お墓）があります。病院のお墓に入るなんて変だと思うかもしれません、家のお墓にひきとつもらえないので、亡くなつてからもふるさとに帰れずに納骨堂に眠つている人がたくさんいます。



旧納骨堂（多磨全生園 1935年）

いりょう せいかつ こうじょう 医療と生活の向上をめざして

かがくりょうほう かんじゅううんどう — 化学療法のはじまりと患者運動 —

← 太平洋戦争が終わり、プロミンなどの薬の登場によってハンセン病は治るようになりました。患者さんたちは「治る」という大きな希望を持ち、隔離によって奪われた権利を取り戻そうと立ち上がりました。

← それぞれの療養所に、患者の自治をめざすグループがつくられ、やがて全国組織となって、医療や生活の向上を求めました。また隔離を定めた法律を改め、差別的に使われてきた「らい」という病名を「ハンセン病」に変更することや、家族を社会の偏見から守ることなども要求しました。

← 療養所にはいろいろな出身地、症状の人が暮らしていたので、日本国籍のない人や失明した人たちのグループもでき、平等で暮らしやすい場所になるように働きかけました。

← 現在私たちが目にする療養所は、こうして少しずつ整えられてきた姿です。



癞予防法の改正を求めてハンガーストライキ※をする患者たち（大島青松園 1953年）

※食事をとらないことで抗議の意思を表す

さいばん しょうらいこうそう 裁判、そして将来構想

1996年、「らい予防法」が廃止されました。約90年続いた隔離政策が、やっと終わったのです。

入所者や社会復帰者は、まちがったハンセン病対策によって人権を奪われたとして、国を相手に裁判を起こしました（らい予防法違憲国家賠償請求訴訟・1998年提訴）。

2001年、熊本地方裁判所で、国の政策は誤りだったとする判決がいいわたされ、国の控訴断念によって判決は確定しました。



ハンセン病家族訴訟 勝訴判決を喜ぶ回復者や支援者たち（2019年）

これによって、回復者への補償や、偏見や差別をなくしていくために必要な対策をとることなどが、国に義務付けられました。

各療養所では、保育園や高齢者福祉施設をつくるなど、それぞれの特色を生かした将来構想をつくっています。また入所者のみなさん の医療や生活を豊かにし、これから的人生を少しでも穏やかに過ごしてもらうための工夫が求められています。

生きがいをつくる

入所者のみなさんには、一生を療養所で生きるとしても、自分が生きている意味を感じたいと、文学、音楽、絵、陶芸、スポーツなどに熱中しました。

どの作品も、ハンセン病ときびしい療養生活のために手足に障害をもったり、目が見えなくなったりした人が、残された力を使って「自分も生きているんだ」と表現したものです。

たとえ自分を必要としている人がいなかつたとしても、何かを作ることに熱中するなかで、寂しさや悩みから自分を解放していったのです。

作品や公演などは、療養所の囲いをこえて、人びとに感動をあたえました。また作品を通じて自分たちのことを知ってもらい、入所者と社会がつながりを回復するきっかけにもなりました。

作り手はどんな人だったのだろう、どんな思いが込められているのだろう、と想像しながら、見てください。



回復者が作った作品 文学、陶芸、手芸、絵画、写真などの展示

ハンセン病の治療の現在

👉 ハンセン病は、「らい菌」による慢性の感染症です。

👉 今では、早く診察を受け、3~4種類の飲み薬をきちんと飲むことで、手足や目に障害を残さないで治せます。

👉 今の日本では、ハンセン病にかかる人はほとんどいません。これは、むかしに比べて食べ物が豊かになったことや、家や学校に水道がいきわたって衛生状態がよくなつたことで、みんなの体が丈夫になったからです。

👉 ご飯をおなかいっぱい食べられること、きれいな水を飲み、安心して眠れることが、ハンセン病をなくすためにはとても大切なのです。

👉 もしハンセン病になっても、治療しながら、ふだんの暮らしや学校での勉強などを続けることができます。

👉 後遺症が残っている人たちも、道具を使うなどさまざまな工夫をしながら暮らしています。

世界のハンセン病

世界では、毎年約20万人がハンセン病にかかりています。

治る病気になっても、患者さんや治った人、その家族への偏見や差別は世界中に残っています。まわりから差別されるのでは、という恐怖から、病気を隠そうとするため、治療が遅れてしまうこともあります。



そこで、世界各國では、患者さんに安心して治療を受けるように呼びかけています。

患者さんや治った人、その家族を遠ざけるのではなく、病気を治して早く元気になるように励ます活動も行われています。

クリオニ島 現在は回復者の子孫を中心に多くの人びとが暮らしています（フィリピン 2018年）

治った人が仕事について、お金をかせぐことができるよう、まわりの人びとが仕事づくりを応援しているところもあります。

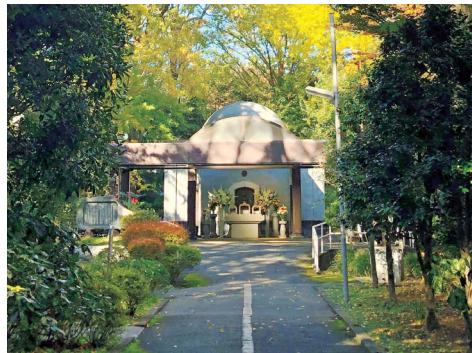
ほん 日本 いま のハンセン病療養所は 今どうなっているの?

現在、日本には国立と私立、合わせて14カ所のハンセン病療養所があります。

療養所には、入所している人の家や、体のぐあいが悪くなった時に治療をする病院、亡くなった後に入れるお墓（納骨堂）があります。

入所している人たちには、それぞれの部屋があり、自分で生活しています。また、体の不自由な人は生活を助ける人（介護員さん）に手伝ってもらっています。

でも、だんだん年をとり、人数も減って、寂しくなってきています。



納骨堂（多磨全生園 2019年撮影）



国立ハンセン病資料館の展示室
各療養所にも展示や交流を行う施設があります

療養所では今、お花見や夏祭り、文化祭など、交流のための行事が行われています。また隔離や差別などがくりかえされないように、ハンセン病の歴史を学ぶことでのりかえられる資料館もあります。

病気を隠すことなく生きられる 社会の実現のために

国は、ハンセン病を治せる薬ができてからも、治った人を療養所から家に帰そうとしませんでした。

そのため、病気が治っているのに家族や社会とのつながりをなくしてしまい、隔離する法律がなくなってからも療養所で暮らしている人がたくさんいるのです。

2019年には、国の対策によって、患者・元患者だけでなくその家族も被害を受けたことを、認める判決が下されました。

今も、治った人びととその家族への差別がなくなっているとはいません。

隔離を定めた法律が廃止された今、この問題を社会全体で解決していく力は、私たちひとりひとりが持っています。

ハンセン病問題の解決のために、私たちにできることを、考えてみましょう。



常設展示 解説シート
はじめてのみなさんへ

2022年9月30日 発行
編集・発行 国立ハンセン病資料館
〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13
TEL 042-396-2909
FAX 042-396-2981
©2022 国立ハンセン病資料館

休館日 毎週月曜日（祝日の場合は開館）
年末年始
国民の祝日の翌日
館内整理日

入館無料

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
開館時間などを変更することがあります
詳細は当館ホームページでご確認下さい



本書を無断で複写複製、転載、データ配信等をすることを固く
禁じます。